

令和8年 秋の交通安全市民運動 実施要綱

令和8年9月21日（月）～9月30日（水）



令和7年度 交通安全ポスターの部 最優秀作品

市内一斉交通安全

街頭活動の日について

期日：令和8年9月25日（金）

- 一斉活動日を定めますが、この日にこだわらずに各団体で実施可能な日時を決めて実施いただければ結構です。街頭活動を実施される場合は、日程等を各団体で設定していただき、無理の無い範囲で御協力をお願いします。

反しゃ板
ピカッと知らせる
いるサイン

令和7年度 交通安全標語の部 優秀作品

スローガン

「 ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～」
「 交通事故ゼロの豊田市を目指して 」

目的

秋は、日の入り時間が急激に早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の危険性が高まります。特に、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多く発生しています。また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が認められるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、運動重点に沿った秋の交通安全運動を実施することで、交通事故の防止を図ります。

豊田市交通安全市民会議

運 動 重 点	取 組 内 容
歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進	①歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底 - 歩行者は、ドライバーとアイコンタクトし、会釈などで感謝の気持ちを示す「とまってくれてありがとう運動」を実践します。 ②歩行者の交通事故防止対策 - 反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服を着用します。
夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶	①夕暮れ時の交通事故防止対策 - 夕暮れ時に早めのライト点灯を促す「ライト・オン運動」を実践します。 - 夜間の対向車や先行者がいない状況ではハイビームを活用します。 ②運転者の歩行者優先意識等の徹底 - 運転者は、歩行者優先の徹底、「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って安全に運転し、「交通安全スリーエス運動」を実践します。 - 横断歩道に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、横断歩道等における歩行者等優先を徹底します。 ③飲酒運転の根絶 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転四（し）ない運動」を実践します。 - 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底し、また「ハンドルキーパー運動」等を実践することで飲酒運転を根絶します。 ④ながらスマホの根絶 - 運転中は、スマートフォン等の通話や画像注視はしません。 ⑤妨害運転等の防止対策 - 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持った運転をします。 ⑥後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 「カチッと100!」を合言葉に、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底します。 ⑦高齢運転者の交通事故防止対策 - 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発を推進します。 ⑧二輪車運転者に対する広報啓発 - 二輪車の特性を理解し、顎紐はしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく使用します。またプロテクターも着用します。
自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底	①自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底 - 令和8年4月1日から交通反則通告制度が適用されたことを踏まえ、「自転車安全利用五則」に則った自転車の基本的な通行方法等を遵守します。 ②自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保 - 乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果を理解し、ヘルメット着用を徹底します。 - 夕暮れ時の早めのライト点灯と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等を取り付けます。 - 定期的な点検、整備や損害賠償責任保険等の加入を促進します。 ③特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進 - 交通ルールの理解・遵守の徹底と被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促進します。

豊田市交通安全市民会議事務局

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所交通安全防犯課内

TEL：34-6633 FAX：32-3794 Eメール：signal@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：https://signal.toyota.aichi.jp/